



2024年5月21日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 サ ン ウ ェ ル ズ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 苗 代 亮 達
(コード番号：9229 東証グロース市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 上 野 英 一
(TEL. 076-272-8982)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月21日開催の取締役会において、2024年6月27日開催予定の当社第19期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において定款に定めることにより、場所の定めのない株主総会（いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」）の開催が可能となりました。バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、第12条第3項を追加するものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながると考えております。

なお、当社は既に、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</p> <p>2 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。</p> <p><u>3 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2024年6月27日(予定)

定款変更の効力発生日

2024年6月27日(予定)

以上